

秋市医看第20号
令和8年4月9日

2年次生・3年次生各位

秋田市医師会立秋田看護学校
学校長 湊 元 志
(押印省略)

授業料等減免の対象者の認定に関する申請書の提出について（依頼）

高等教育の修学支援新制度において、入学金及び授業料の減免を受けようとする場合は、標記の申請書を提出し、収入（所得）状況の審査を日本学生支援機構から、学業成績（学年で成績評価が下位4分の1の範囲に入っていないこと。入っている場合は、「学修計画書」を提出する意思があること。）の審査を学校長から受ける必要があります。

申請書の提出に当たっては、事前に文部科学省のホームページにある家計要件をチェックするためのシミュレーターに必要な税情報を入力して、要件を満たしているかどうか確認していただくことになっています。

については、シミュレーション結果が要件を満たし、又は満たしそうだと判断し、かつ、授業料等減免を受けたいと考えるかたは、下記の期限まで事務室に備え置いている標記申請書に必要事項を記載し、提出してくださるようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和8年5月15日（金）
- 2 その他 申請書を提出した際、日本学生支援機構のスカラネットパーソナルに打ち込む事項の説明をします。この打ち込みを適切に行わないと、授業料等の減免も給付奨学金の受給もできなくなることがあります。

問合せ先 秋田市医師会立秋田看護学校
北島、中島、北野
TEL 864-8804
E-mail jim@akitakangp.jp